

2023年5月19日

ジェットスタークルーアソシエーション 御中

ジェットスター・ジャパン株式会社



回答書

当社は、貴組合から提出された2023年5月1日付「要求書」に対して、下記の通り回答します。

記

1. 組合活動に関する基本的要求

- ① 労働組合員に対する不利益取扱いならびにその示唆などを不当に行わないことは承知しています。そのため、貴組合員名簿の提出を依頼します。
- ② 組合活動のために必要とする会社所管の施設、設備等の便宜供与は一切想定していません。
- ③ 会社施設内に組合事務所を設置することを含め、②同様、便宜供与は一切想定していません。

2. 事前協議に関する要求

- ① 会社の閉鎖・休業・解散（整理・破産を含む）・民事再生手続・合併・分割・事務所の統廃合・新設・関連会社の設立、廃止、組織改変・営業譲渡・債権譲渡などについては、会社の専権事項であり、そもそも貴組合との事前協議の対象とは考えていません。
- ② 組合員の労働条件を変更する場合等、貴組合への事前通知は行いますが、事前協議の対象とは考えていません。
- ③ 運航乗務員、客室乗務員の「乗員計画」については、会社の事業計画を構成するものであり、そもそも貴組合との事前協議の対象とは考えていません。
- ④ 新規路線開設、新規機種導入、新規ステイ先の開設（ステイホテルの選定、変更を含む）についても、上記③と同様です。

3. 賃金、一時金に関する要求

- ① 変形労働時間制における所定労働時間外の賃金計算について、あらかじめ協議することを約束するものではなく、事務折衝で確認して下さい。また、個人の給与明細や計算方法の確認については事務折衝の場ではなく、各自で各本部の給与担当者に行って下さい。
- ② 休業開始後の通勤費について、あらかじめ協議することを約束するものではなく、事務折衝で確認して下さい。
- ③ 2022 年秋支給予定のボーナス（インセンティブ）について、あらかじめ協議することを約束するものではなく、事務折衝で確認して下さい。
- ④ 運航乗務員の在籍給ならびに客室乗務員の定期昇給について、あらかじめ協議することを約束するものではなく、事務折衝で確認して下さい。
- ⑤ 運航乗務員の基本給、PP 対象時間、ならびに 70 時間超の PP 設定について、あらかじめ協議することを約束するものではなく、事務折衝で確認して下さい。

以上